

「思想調査」裁判で報告集会

大阪 原告らたたかいかいへ決意

勝利判決まで支援を



決意を語る永谷さん(正面マイク)ら原告と弁護団19日、大阪市

大阪市の職員59人が「精神的苦痛をうけた」として大阪府に損害賠償請求した「思想調査アンケート」裁判が19日、大阪地裁で結審し、市内で報告集会が開かれました。原告31人と支援者120人が参加しました。

法廷で最終陳述した永谷孝代原告団長は、病気で治療中の仲間や市民のためにがんばりたいと願う職員の思いを込め、私たちに正義があると確信をもって証言台にたつことができたことと支援に感謝しました。保育士の給与引き下げはやめてという署名でも職員は分限免職にならないかとびくびくしながら署名していること述べ、3月30日には勝利判決がでるよう、最後まで支援をよびかけました。

支援者から「3月に勝利判決を勝ちとり、4月のいっせいで地方選

19日に行われた大阪市の職員59人の「思想調査アンケート」裁判の結審での永谷孝代原告団長と西晃弁護士事務局長の陳述(要旨)を紹介します。

永谷孝代 原告団長

多くの原告はアンケートに答えなければ「懲戒免職」を含む重大な処分もありえると思ひ、その上「このアンケートは憲法違反であり、憲法を守るべき自治体労働者が憲法違反でも回答すべきか」と葛藤し、悩み苦しみました。アンケート実施後、多くの職員が心を閉ざし、物が言えな

い職場になりました。原告の保育士は、憲法違反でも強い者の意見がまかり通る社会になったら、子どもたち

仕事をしています。市民のための仕事をやるためには職員が自由にものが言える職場環境が大切です。私たちは市労組に結集して努力し、どんなに困難なときも当局と癒着せず、市民の暮らしと市役所に働く者の働きがい求めてきました。この訴訟は、働く労

西晃弁護士 事務局長

原告団長・弁護団の陳述(要旨)

その未来はどうなるのだろうかと不安です。本庁や区役所で仕事をすする職員は、住民のためのサービスがどんどん削られ、生活苦にあえぐ人たちが増えていることに心が痛みながら、それが憲法で保障された労働組合の団結権であり、人間としての思想信条の自由、人格権の保障と考えてきました。原告ら労働者にとつて不可欠なものは、職場での自由闊達(かつたつ)な人間関係・信

大阪市役所労働組合(市労組)・全労連加(市労組)の竹村博子委員長が支援に感謝を表明。最後まで奮闘する決意と協力を訴えました。

頼関係の形成、それをささえる思想・良心の自由、表現の自由、労働基本権の確保、そしてプライバシー・自己情報の保護です。

一人ひとりの労働者にとって一番大事で最低限必要な「良心」人格に土足で踏み込まれ、その中身を権力者の前に提示・開示するよう強制された原告の、人間としての「心の叫び」「良心の悲鳴」をどうかお聞きください。「法の支配」「憲法の保障」を確認・獲得することに最大の意義をもつ憲法訴訟です。公平・公正な判決を心より求めます。